

埼玉県立大学

障害のある学生の支援に関する基本的な考え方

本学の基本理念の一つに「陶冶 – 誠実で温かい心と主体性を持ち、多様な価値観を尊重する人間性を磨き高める」があります。また、本学は「現代社会を構成する市民としての豊かな教養、確かな倫理観と人間性を基盤に、保健医療福祉分野における専門的な知識と技術とともに多職種との連携と協働に必要な能力をもって、人々の健康と生活を統合的に支え共生社会に貢献できる人材を育成する」ことを教育研究上の目的としています。

これらの考え方に基づき、障害のある学生への支援についても、本学の特長を生かした支援を実現します。

2016年4月に障害者差別解消法の合理的配慮規定等が施行され、2021年の改正を経て

すべての大学では障害者への差別的取扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止が法的義務となっています。



障害のある学生への支援について

- ・ 障害のある学生とは、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活 又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。
- ・ 障害を理由に、受験・入学・授業受講・研究指導・実習・就職支援・大学行事への参加を拒否することはしません。
- ・ 修学権利の主体が学生本人であることを踏まえて、学生の申請に基 づいた支援を行います。また、必要な支援を申請しやすい環境づくり を行います。
- ・ 障害の有無に関わらず学生生活を共にすることが、障害への理解を 深め、相互の学びと成長の機会となるよう、学生同士でもサポートし 合える環境づくりを行います。
- ・ 障害に関する学生の個人情報は、「埼玉県立大学における個人情報 保護に関するガイドライン」に基づき適切に取り扱います。
- ・ 障害のある学生に対しては、その障害の内容や程度に応じて個別に 合理的配慮を提供した上で、成績を適正に評価します。



合理的配慮とは

合理的配慮は、障害のある学生の権利が障害のない学生と同じように保障されるとともに、教育や研究、その他学生生活において平等に参加できるよう、 それぞれの障害特性や困りごとに合わせて行われる配慮のことです。

合理的配慮の特徴は以下のようにまとめられます。

- ・本人からの意思の表明に基づくもの
- ・障害の特性や具体的場面・状況に応じて、社会的障壁の除去のために、 「個別」に必要となるもの
- ・体制面や財政面において大学側に「過重な負担」を課さないもの

相談窓口

困っていることや心配ごとについて次の相談窓口に相談してください。 学生本人のほか、ご家族の方からの相談にも応じています。

▶学生支援センター(事務局学生・就職支援担当)

電話 048-973-4116 メール <u>gakusei@spu.ac.jp</u>

▶保健センター

電話 048-973-4119 メール gakusei-soudan@spu.ac.jp

- ▶学生が所属する学科・専攻・研究科の教員
- ▶障害学生アドバイザー

学長から指名を受けた、身体、知的、精神、発達の各障害者への支援について 知見を有する教員等により、障害のある学生に対し専門的なアドバイスをします。 詳しくは、学内ホームページで案内しています。

支援の流れ

相談



面談



支援申請



支援内容の 決定



支援開始

- ・随時受け付けています。診断書は必要ありません。
- ・相談窓口で修学や学生生活上の支援の内容について話をし、支援 制度の利用についての確認も行います。
- ・オープンキャンパス時や受験時、入学前も、相談に応じています。

☞ 「相談窓口」はP3を参照

- ・支援制度の利用申請に向けて、担任教員と障害の特性やそれにより 修学や学生生活上、困難に感じていること、必要としている支援に ついて確認します。
- ・支援制度の利用開始後も、定期的に面談を行い、支援内容の見直しを行っていきます。
- ・申請書(障害に係る不当な差別的取扱いの解消及び合理的配慮の 提供に関する申請書)に、障害等の内容及び配慮等を希望する理由、 希望する配慮等の内容(具体的に記入すること)を記入し学生・就 職支援担当に提出します。

☞ 「申請書の例」はP5を参照

- ・申請・面談の内容を踏まえ、支援内容を障害学生支援検討会で検 討し、決定します。決定した内容については、学生本人に文書で お知らせします。
- ・また、必要に応じて、科目担当教員、関係教職員等へ、障害のある学生の支援に係る情報を周知します。
- ・授業や試験、学生生 活等において、決定 した支援内容に基づ き支援を行います。



合理的配慮の提供に関する申請 例

- ▶申請書様式は、大学ホームページやWebClass、事務局で入手できます
- ▶提出先 : 事務局 学生・就職支援担当

別紙 1				
 	に係る合理的配慮の提供に	関する申請書		
		年	月	日
(あて先) 埼玉県立大学長				
	学科・専攻名		(年次)
	学籍番号			
	氏 名			印
 下記のとおり合理的暦	記慮の提供を申請します。			
1 障害等の内容及び配	慮等を希望する理由			

医断害をの請付だた診なでで師書者お方書しさだ断いもきのや手持はにていし書場申ま診障帳ち申添く。、が合請。

障害等の内容

障害等の内容の欄には、診断名をお書きください。診断名が不明な場合は、できるだけ具体的な症状等を記入してください。

(障害等の内容が分かる添付書類)

配慮等を希望する理由

授業、試験、実習、就職支援、学生生活等の場面で、希望する配慮の内容についてなるべく具体的に記入してください。

これまでの学生生活で合理的配慮の提供を受けていた場合はその内容もお書きください。 申請していただいた内容に基づいて、合理的配慮の提供について検討を行います。

2 希望する配慮等の内容(具体的に記入すること)

合理的配慮 障害のある学生への配慮・サポート

合理的配慮の提供は、障害の内容や程度に応じて個別に行うものですが、 ここでは、場面に応じた合理的配慮の例を紹介しています。





≪配慮例≫

車椅子で、教室の机を 使えるかどうか心配 各教室内に車椅子用の机があります。 また、出入口付近等、教室への出入りがしやすい 座席で受講できるように配慮します。

手指の運動に困難があり、 ノートを取ることが難しい ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めます。 授業中、ノートを取ることが難しい場合は、板書 を写真撮影することを認めます。

休み時間内に教室間の 移動ができるか心配 教室間の移動に時間を要した場合は、授業開始から数分程度遅れて入室することを認めます。

服薬のため、授業の途中退出を認めてほしい

座席位置を、出入口の付近に確保することができます。

個々の学生の障害特性に応じて、必要な医療処 置のため、授業の途中退室を認めます。

聴覚に障害があるため、 授業中の先生の発言が聞 き取れるか心配 口頭による説明等は、ゆっくりと明確に行います。 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を 書面、板書で伝えます。

授業内容等の理解を深めるため、メール等での個別質問に対応します。

視覚障害のため、授業中 に配布される資料や板書 の内容が把握しにくい 授業中教員が使用する資料を事前に提供します。 教室内で、教員や板書・スクリーン等に近い席 を確保します。

障害の特性により、授業で決まっている方法(たとえば集団)で、講義・実習等に参加することが難しい

本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で他の参加方法への変更を検討します。

成績評価においても、柔軟な評価方法を検討します。

声が出ないので、パソコンなどを使用した筆談を 認めてほしい

筆談による発表を認めます。



実習における合理的配慮の例

≪配慮例≫

障害特性により、 学外での実習が心配 事前に実習施設の見学を行えるよう調整を行います。 合理的配慮の提供が可能な機関で実習ができるよう 可能な範囲で調整します。

試験における合理的配慮の例



≪配慮例≫

手指の運動に困難があり、 解答用紙への記入に時間 がかかる 試験時間内でのレポート作成・提出や記述・論述式 試験では、必要に応じて、試験時間の延長を認めま す。試験時間を延長した場合は、別室での受験を認 めます。

マークシート式での試験では、マークシートにチェックを入れる等の形式での解答を認めます。

糖尿病による低血糖予防 のため、試験中にブドウ 糖の補食が必要となる場 合がある。必要が生じた ときに補食することを認 めてほしい

別室での受験を認め、必要に応じて試験時間中の 補食の携帯、服用を認めます。

視覚に障害があるため、 一般の学生と同じ問題 用紙では内容が分かり にくい。解答用紙への 記入も難しい 個々の学生の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、支援機器の利用を認めます。

試験結果を他人に知られることにとても不安を感じる

試験結果等の発表や通知は、他の学生の目に触れないよう、公表方法を配慮します。

視聴覚機器の音声が聞き 取りにくい 視聴覚機器の使用時は、必ず本人に確認し、必要に応じて適切な音量調整等を行います。

リスニングが必須となる試験を他の形態の試験に 代替することも検討します。

試験中の注意事項が聞き 取りにくい 入学試験や定期試験、又は授業関係の注意事項や 指示を口頭で伝えるだけでなく、紙に書いて伝達 します。

学生生活における合理的配慮の例

≪配慮例≫

障害のため疲れやす く、休憩できる場所 がほしい

学内に、障害のある学生のための休憩室・スペースを用意しています。

服薬のための薬剤を 学内で保管してほし い 必要に応じて薬の保管を保健センターで行います。 また、服薬や自己注射を保健センター内で行うこ とができます。

事務局に提出する書類 に自筆で記入すること が難しい 教職員や支援学生、同行の介助者の代筆による 手続きを認めます。

口元が見えるように 話してほしい マスク等で口元を隠さないように配慮します。 口頭での説明は、ゆっくりと明確に話すようにします。



障害学生支援フローチャート

			オープンキャンパス 入試説明会	入学試験前	入学試験	合格後 置 入 学	合理的配慮 申請から決 定まで	履修	授業	試験(評価方法)	無	学生生活	就職活動	4
	財務担当					・施設改善、 人的・物的支援 に係る予算措置		雑続的な支出対応						
	企画担票		・ホームページ等の 広報等対応											
4	情報・施設管理担当				・(必要時)学内関連施 設・動線の確認・改善等	・入学式の配慮(施 設面) ・(必要時)学内関連 施設・動線の確認・改 善等			・(必要時)学内閏	連施設・動線の確認・改善等		・利用施設の改 善・修繕等		・卒業式の配慮
数 候 		0	・相談窓口			・入学式配慮 (内容等) ・大学生活支援内容に ついて面談 ・面談後の確認・調整	・配慮申請の受理 ・支援検討会の開催・ 出席 ・配慮内容の通知					·学生生活全般 ·課外活動の対応	・就職関連の情報提供 等 ・学外と連携・調整	・卒業式の配慮
	参務担当					· 履修·授業·試験·実習等の支援内容の確認・調整等	・授業科目責任者へ配慮内容の通知	・履修の配慮	•授業の配慮	・科目責任者へ試験方 法の調査 ・評価方法の検討・調整・内容確認・実施	・臨床実習の評価基準等の確認			
	入試担当		相談窓口	・受験上配慮 の相談	・受験上の 配慮実施	入学者情報の提供								
保備センター	(カウンセラー・ 来書館)					・支援内容の確認	・ <u>支援検討会</u> (必要時) に出席	・						
	所養		·相談窓口							・相談・対 応 ・合理的配 慮の提供	·実習施設 と調整			
村 車 攻	学生担任	0	入子			海	・配慮申請の 相談対応 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ に出席	・		松體難				
ተ	学科長 又は 専攻長					・支援内容について面談・面談後の確認・調整	・支援検討会に出席			・評価基準の確認・学内調整	・臨地実習に対する評価基準の確認・調整・調整・調整・実置施設と調整・		・学外と連携・調整	・卒業式の配慮
	障害学生アン・ハン・イザー	0				・教職	員・学生の相談対応、4・支援検討会に出席	四里	오딢:	慮の検討(個型	別・全体)			
*	障害学生支援会騰 障害学生 支援検討会						・支援検討会(合理的配慮の決定)							
	計画 差	・支援会議(総則の決定)												
		学生の相談窓口	オープンキャンパス 入試説明会	入学試験前	入学試験	合格後入学まで	合理的配慮の申 請から決定まで 申請→検討 →決定→適知 (→本人から科 目責任者~申し出・ 確認:検案・試験に ついて)	履	授業	試驗(評価方法)	実 習 (臨床実習・教育 実習等)	学生生活	就職活動	中
		選 性		≺	# #6	<u> </u>	合理的配慮	人 学 後						

